保護者向け資料

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

深川市立一已中学校　令和７年（2025 年）年４月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

１　いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？　考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  ①　いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  ②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

２　「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

「深川市立一已中学校いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ防止に向けた取組を紹介します。

深川市立一已中学校 いじめ防止基本方針 （概要）	いじめに対しては、本校のどの生徒にも起こり得る問題と考え、絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解消・解決するための「深川市立一已中学校いじめ防止基本方針」を定めています。
深川市立一已中学校 いじめ対策組織 の役割や活動	校長の指示のもと、本校の生徒指導委員会（教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭）がいじめの防止等を実効的に行います。 ①軽微ないじめも見逃しません ②教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組みます ③相談しやすい環境の中で、いじめから生徒を守り通します ④生徒自身が、いじめについて考え行動できるように指導していきます ⑤保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図ります ⑥社会全体の力を結集し、いじめに対峙します
本校のいじめ防止 プログラムの活動	いじめアンケート（年３回）とネットパトロール（月２回）を実施します。 また、学校教育全般を通じて、コミュニケーション力の育成、道徳教育の充実、規範意識（いじめは、どんな理由があっても許されないこと）の醸成、望ましい生活習慣の確立、学力向上、人権教育、小学校との連携を中心とした集団づくりに力を注ぎます。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

連絡先０１６４-２２-３３４１（学校代表電話）

北海道教育委員会・深川市教育委員会の相談窓口

相談窓口	連絡先	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電　話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
ほっかいどうこどもライン相談		令和７年５月 19 日～ 令和８年３月 23 日の 月曜のみ 17:00～22:00
空知教育局教育相談電話　（電　話）	0126-22-3912	祝日･年末年始を除く平日 9～12 時　12～17 時
深川市子どもと親の相談室　（電　話）	23-5570	祝日･年末年始を除く平日 ８：45～15：30
深川市教育委員会　（電　話）	26-2332	祝日･年末年始を除く平日 ８：45～17：15

子ども相談支援センターイメージキャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ